

男性育休促進企業奨励金

男性従業員が連続5日以上または通算15日以上の
育休を取得した場合

対象要件等を見直し、
申請しやすくなりました！

1社あたり **最大602万円** を支給します！

- ※ 従業員の養育する子1人につき最大360日分まで対象となります
- ※ 最大額に達するまで複数回申請できます（複数年度にわたる申請も可能）

奨励金の対象事業主

- 県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- 「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行うこと
- 就業規則等に、育児・介護休業法に規定する育児休業制度を規定していること
※詳細は要綱をご確認ください。

奨励金の種類

※いずれか1つの取組だけでも申請可能

育休スタート奨励金 **NEW!!**

- 連続5日以上の子育て休業を取得した場合
(過去2年間に取得実績がない場合のみ対象)

30万円 (定額, 1回限り)



育休応援奨励金 **NEW!!**

- 育児休業取得者の代替人員を新たに確保した場合、10万円に加えて+3万円
- 部下を持つ上司が取得したら、更に3万円加算

10万円/15日あたり



同僚への応援手当奨励金

- 育児休業取得者の同所属の従業員に手当を支給した場合の実費を支給

最大5万円/15日あたり



育休取得者への手当奨励金

- 育児休業取得者に対し、育児休業給付金とは別に手当等を支給した場合の実費を支給

最大5万円/15日あたり



長期の育休取得奨励金

- 育児休業取得者が通算90日(3か月)以上の育児休業を取得

30万円 (定額)



詳細はホームページをご覧ください

男性育休促進企業奨励金



STEP 1 申請前（育児休業を開始するまで）

- 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業制度（出生時育児休業を含む）を就業規則等に規定
- 育児休業を取得する従業員に、家事育児の分担方法や育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を実施【努力義務】
（実施例）
 - ・育児休業の経験がある男性従業員との情報交換会等の開催
 - ・地方公共団体等で開催している家事育児教室、プレパパ講座等の情報提供および参加勧奨
 - ・国、地方公共団体、民間企業等が発信している家事育児および育児休業中の過ごし方等に関するコンテンツ、刊行物等の提供
- 就業規則等に次に掲げる事項を規定し、規定に基づく業務体制を整備【努力義務】
 - ・育児休業取得者の代替となる従業員の業務見直しに関する事項
 - ・育児休業取得者の業務の整理、引継ぎに関する事項
 - ・引継ぎ対象業務の見直しの検討に関する事項
- 「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨を宣言

「ふく育応援団」従業員応援企業への登録は、こちら



STEP 2 育児休業中



- 奨励金の対象となる取組を実施（いずれか1つだけでも可）
 - ・連続5日以上または通算15日以上の育児休業を取得
 - ・代替人員を新たに確保
 - ・同僚従業員に応援手当を支給
 - ・育休取得者に手当を支給
 - ・通算90日以上の育休を取得

STEP 3 申請（職場復帰後）



- 必要書類を揃えて福井県健康福祉部こども未来課に申請

申請期限 職場復帰をした日から3か月以内

STEP 4 支給の可否を通知



- 支給決定通知を受けた場合は、請求書を提出してください

